公開草案「リース取引に関する会計基準(案)」及び公開草案「リース取引に関する会計 基準の適用指針(案)」に対するコメント

> 平成 19 年 1 月 29 日 ジェイアール九州フィナンシャルマネジメント(株) 代表取締役社長 林 勝

今回の公開草案に先立ち公表された「試案」に対して多くの意見が寄せられたと報道されていますが、実際はその内容を明確にされないうちに、税制改正が公表されるや否や、「平成20年度から新リース会計基準を適用する」とする公開草案が出されました。

我々リース会社にとって見れば、十分な検討が行われたのかなどの経緯がまったく不透明であり、非常に疑問に感じております。

以下、公開草案の内容について意見を申し上げます。

## 1.連結決算についての不配慮

公開草案の内容について改めて見てみると、当社は親会社に対するリース取引を多く手掛けていますが、リース資産比率の低い親会社では、支払リース料について、当然利子区分せず、極力キャッシュ・フローと一致する費用計上処理を選好するものと思われます。

ところが当社はリースを主たる事業としているため、利息法処理しか認められず、親会社 向けのリース取引はそのまま連結処理ができないことになります。

確定した当社の決算を簡便法に戻し連結決算処理を行うとでも言うのでしょうか。

国際会計基準への収斂という謳い文句を前面に出されている割には、その雄である連結決 算制度に対する配慮が欠けていると思います。

## 2.個々の資産に重要性がない取扱いの判定処理の煩雑さ

自社資産に関しては契約でなく、物件単位で資産計上の可否を決めていますが、リース資産に関しては、一契約300万円以下で賃貸借処理ができることとなっています。これでは契約の方法如何で資産計上が操作でき、逆に正当な処理と認められるためには、契約方法について慎重な検討を要することになります。一契約単位の判定ではなく一物件単位で適用すべきことを要望します。

## 3. 適用時期

現在内部統制評価の体制を構築する最中にあって、財務会計システムに連動している業務 管理システムにも多くの見直し、修正が必要となり、手戻り等、二重、三重の負担がある ことが予想されます。

システム開発・改修だけでも、今から取り掛かって平成20年4月からの適用では、ぶっ

つけ本番に近く、正確な連結決算情報を開示できないこととなります。まして適用指針の 内容では、到底システムに手をつけることが出来ないと思われます。

さまざまな実務上の問題点を検討し、システム改修のボリュームを考慮したのちに適用時期を決定してほしいと思います。

本意見書以外にも様々なコメントが集まることと思われます。その内容を軽視されず、もっと抜本的に一般事業会社レベルでも理解しやすい基準とされるよう要望します。

以上